

第368回広島県建築審査会

- 1 日 時 令和7年9月8日（月）10時00分から10時35分まで
- 2 場 所 広島県庁北館3階第5委員会室（広島市中区基町10-52）
- 3 出席委員 佐々木委員、杉山委員、仁井委員、橋本委員
- 4 議 題

(1) 会長代理の選任について

(2) 審 議（1件）

議 題	議 題 内 容	場 所	議 決
第1号議案	建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可について	海田町	同 意

(3) 報告事項

- ・ 建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可について、予め審査会の同意を得て定めた基準に適合するため許可を行った案件について報告（包括同意許可案件3件）

- 5 担 当 部 署 広島県土木建築局建築課建築指導グループ
TEL（082）-513-4183（ダイヤルイン）

6 会議の内容（概略）

議 長 それでは、これより審議に入ります。

ただ今の出席委員は4名ですので、広島県建築審査会条例第5条第2項の規定により、この建築審査会は成立します。

それでは第1号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （第1号議案について説明。）

議 長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

議 長 これはもう純然たる私道なのですよね、道路位置指定とかではなくて。

事務局 はい、そうです。

議 長 わかりました。

それでは、質疑等もないようですので、第1号議案について、原案のとおり同意することとして、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長 それでは、第1号議案については原案のとおり同意いたします。

議 長 次に、報告案件です。

報告第1号として、建築基準法第43条第2項第二号の規定による許可で、同意の取扱い基準に適合するため許可したもの3件について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問はございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、質疑等もないようですので、これで報告案件の説明を終了し、本日の建築審査会を終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

7 会議資料

- 建築基準法
- 第1号議案
- 報告第1号